

平成27年（東）第2250号 和解仲介手続申立事件

申立人 西川峰城 外7309名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

申入書

平成28年12月9日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士 栗谷しのぶ

同復代理人弁護士 尾谷恒治

第1 申入れの趣旨

- 1 原子力損害賠償紛争解決センターは、本件につき口頭審理を実施し申立人に対する直接の聴取を行う
- 2 原子力損害賠償紛争解決センターは、申立人、被申立人双方に対して、和解にかかる協議を個別に実施することを求めます。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨第1項について

申立人らは、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「貴センター」という。）に対して、平成28年2月4日付「今後の主張立証に関する申立人らの考え方に

ついて」と題する書面を提出し、その中で口頭審理の実施を求めてきました。

これに対して、貴センターは、平成28年8月31日の進行協議期日において、申立人らが予定している全ての証拠が提出された時点で改めてその要否を検討する旨の見解を示しています。

その後、申立人らは、本件事故当時妊娠していた申立人3名の陳述書（甲93の1～3）、個人票及び対照表等（甲102の1～2311、104～106）、那須地区の放射線被害に係るドキュメンタリー映像（甲103）等を提出し、那須地区の住民に共通する損害の内容や申立人らの個別の損害等に関する立証を尽くして参りました。

もっとも、申立人らに生じた被害の実態をより正確に理解するためには、どのような不安や恐怖があったのか等について、実際に被害にあった申立人から生の声を直接聞く機会が重要です。これは適正手続の保障の要請から直接主義が求められてきた歴史を紐解くまでもなく、法を解釈適用するに当たっての共通する認識だといえます。

とりわけ本件事故当時に妊娠していた女性がいた世帯及び18歳以下の子どもがいた世帯においては、その放射線感受性の高さから、健康に対する影響が特に懸念されるどころ、本件事故当時、これらの者がどのような精神状況であったのか、被ばくを回避するために何を考え、何をしてきたのかを直接聞くことは、県境による区別がいかにか不合理で理由のないものであるかを明らかにするうえで特に重要だといえます。

以上のことから、申立人らは、改めて口頭審理の実施を申し入れます。また、少なくとも本件事故当時に妊婦がいた世帯及び18歳以下の子どもがいた世帯に対する口頭審理は最低限実施することを強く求めます。

2 申入れの趣旨第2項について

申立人らは、前述した平成28年2月4日付「今後の主張立証に関する申立人ら

の考え方について」に従い、主張立証を尽くしてきました。

もともと、本手続きを進めていく中で、主張立証に関する貴センターの問題意識等を共有する機会が必ずしも十分に設けられてこなかったものと認識しています。

本手続きは、裁判手続きと異なるADR手続であり、柔軟な運用が期待されています。申立人らとしては、本申立てにおける円滑な和解を図るうえで、まずは貴センターの問題意識を共有する機会が必要であると考えておりますので、平成28年12月26日に開催を予定する次回進行協議期日又はその後の進行協議期日において、申立人と被申立人それぞれと貴センターの間で個別の協議の場を設けることを求めます。